

横芝光町農業委員会10月第7回定例総会議事録

1. 開催日時 令和6年10月7日(月) 午後4時～午後4時30分

2. 開催場所 横芝光町役場 第3会議室

3. 出席委員 (12名)

会 長	4 番	伊藤 靖雄		
会長職務代理者	8 番	伊藤 博明		
委 員	1 番	小川 文彦	2 番	川島 理昭
	3 番	永野 邦子	5 番	伊藤 直樹
	6 番	花澤 成晃	7 番	向後 隆輝
	9 番	鈴木 茂樹	10 番	下高原 美津子
	11 番	伊藤 裕児	12 番	秋葉 芳明

4. 欠席委員 なし

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	高宮芳宏
主幹兼農政班長	布施裕章

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員及び会議書記指名の件

日程第2 議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請に対する許可否決定について

日程第3 議案第2号

農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について

日程第4 議案第3号

農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する県への意見について

7. 会議の概要 1

事務局	<p>これより、令和6年10月第7回農業委員会定例総会を開会します。</p> <p>はじめに伊藤会長よりご挨拶を申し上げます。</p>
会長	<p>(伊藤会長挨拶)</p> <p>ありがとうございました。</p>
事議長	<p>本日の出席委員は、全員です。過半数が出席していますので、会議規則第6条の規定により、本総会は成立しております。</p> <p>それでは会議規則第4条の規定により、以後の議事進行につきましては、伊藤会長に議長をお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、議長の方を務めさせていただきます。これより議事に入ります。</p> <p>日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名を行いたいと思います。会議規則第13条第2項の規定により、議長が指名することで、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ありがとうございます。異議なしの声がありましたので、指名をいたします。</p> <p>5番 伊藤 直樹委員、10番 下高原 美津子委員 お二方をお願いいたします。</p> <p>なお、会議書記には事務局の布施主幹を指名いたしますのでよろしくをお願いします。</p> <p>続いて日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否決定についてを上程いたします。事務局に議案の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否決定について</p> <p>農地法第3条による許可申請書が提出されたので本会の議決を</p>

求める。

令和6年10月7日提出 横芝光町農業委員会長 伊藤 靖雄

次のページをご覧ください。

今回の3条の許可申請は、7件です。

なお、譲受人と譲渡人は資料に記載のとおりです。

申請地の位置図を添付していますのでご覧ください。

1件目は、木戸字二十八割の畑1筆、614㎡です。

農地を相続しましたが、県外に居住しており、農業をしていない譲渡人から自宅が近く日頃から管理している譲受人へ所有権移転しようとするものです。申請地は、落花生の作付けを予定しています。

2件目は、尾垂イ字堀込の田1筆、165㎡です。

後継者不在による経営規模縮小のため譲渡人から、経営規模拡大をしたい譲受人へ売買により所有権移転をしようとする申請です。譲受人は隣接する農地を8月に所有権移転しており、申請地を取得することで作業の効率化が図れます。申請地では水稻の作付けを予定しています。

3件目は、屋形字南の畑3筆、950㎡です。

相続したものの町外に居住し農業をしていない譲渡人から、経営規模拡大のため自宅が近く日ごろからこの畑を管理している譲受人へ、所有権移転をしようとするものです。申請地では、松を植える予定です。

4件目は、木戸字九十七割の田1筆、1,163㎡です。

高齢のため農業ができない譲渡人から、経営規模拡大のため譲受人へ所有権移転をしようとするものです。申請地では、水稻の作付けを予定しています。

5件目は、木戸字七割の田3筆、字二十割の田1筆、字九十七割の田1筆、合計5筆、11,065㎡です。

相続したものの高齢により、農業をしない譲渡人から、経営規模拡大のため譲受人へ所有権移転をしようとするものです。申請地では、水稻の作付けを予定しています。

6件目は、横芝字西境田の畑2筆、坂田池字明治の田5筆、合計7筆、4,764㎡です。

相続したものの町外に居住しており農業をしない譲渡人から、経営規模拡大のため譲受人へ所有権移転をしようとするものです。申請地では、水稻の作付けとみかんの栽培を予定しています。

7件目は、横芝字向根の畑2筆、1,179㎡です。

病気のため農業ができない譲渡人から、隣地を耕作している譲受人へ所有権移転をしようとするものです。申請地では、とうもろこしの作付けを予定しています。

申請のありました件につきましては、譲受人の、機械保有、労働力、営農状況などから3条許可基準各号に適合していると考えます。

以上、議案第1号の説明でございます。

議 長

ごくろうさまでした。ただいま議案第1号の説明並びに朗読が終了しました。はじめに1件目の案件について担当委員の説明を求めます。

5 番

5番 伊藤です。県外に住んでいる譲渡人から、日頃から管理している譲受人へ売買による所有権移転するものです。現地を確認したところ、適正に管理されており問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議 長

はい、ありがとうございます。説明が終わりましたので1件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了して、1件目の案件について採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって1件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

議 長

次に、2件目の案件について、資料記載のとおり伊藤直樹委員に

関係がありますので、議事参与の制限に該当するために、会議規則第十条の規定により、採決が終了するまでの間、伊藤直樹委員の本案への質疑を禁止します。

2件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

7 番

7番 向後です。譲受人は、隣接する農地を8月に所有権移転しており、申請地を取得することで作業の効率化が図られます。現地を確認したところ、作付けされており問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議 長

ありがとうございました。説明が終了しましたので、2件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了して、2件目の案件についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって2件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

伊藤直樹委員への発言禁止を解きます。

議 長

次に、3件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

8 番

8番 伊藤です。町外に住んでいる譲渡人から、経営規模拡大をしたい譲受人へ売買による所有権移転するものです。現地を確認したところ適正に管理しており、問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議 長

はい、ありがとうございました。説明が終わりましたので3件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了して、3件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって3件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

議 長

次に、4件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

8 番

8番 伊藤です。高齢のため、農業ができない譲渡人から、経営規模拡大をしたい譲受人へ売買による所有権移転をするものです。現地を確認したところ適正に管理されており、問題ないと思います。よろしく申し上げます。

議 長

はい、ありがとうございました。説明が終わりましたので4件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了して、4件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって4件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

議 長

次に、5件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

はじめに、1筆目から4筆目まで、5番 伊藤直樹委員、申し上げます。

8 番

8番 伊藤です。相続したものの農業をしていない譲渡人から、経営規模拡大のため譲受人へ、所有権移転をしようとするものです。申請地では、水稻の作付けを予定しています。現地を確認したところ適正に管理されており、問題ないと思います。よろしく申し上げます。

議 長

続いて5筆目は、8番伊藤博明委員、申し上げます。

6 番 6 番 伊藤です。相続したものの農業をしていない譲渡人から、経営規模拡大のため譲受人へ、所有権移転をしようとするものです。申請地では、水稻の作付けを予定しています。現地を確認したところ適正に管理しており、問題ないと思います。よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。説明が終了しましたので5件目までの質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了して、5件目の案件について採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって5件目の案件については、原案のとおり決定をいたしました。

議 長 次に、6件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

1 1 番 1 1 番 伊藤です。相続したものの町外に居住し農業をしない譲渡人から、経営規模拡大のため譲受人へ所有権移転しようとするものです。申請地の畑は、みかん、田については許可後に耕耘し、水稻を作付予定です。よろしくお願いします。

議 長 説明が終わりましたので6件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了して、6件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって6件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、7件目の案件について、資料記載のとおり伊藤裕児委員に

関係がありますので、議事参与の該当のため、会議規則十条の規定により、採決が終了するまでの間、伊藤裕児委員への本件の質疑を禁止いたします。

7件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

12番

12番 秋葉です。病気のため農業ができない譲渡人から、隣地を耕作している譲受人へ、所有権移転しようとするものです。申請地では、とうもろこしの作付けを行います。現地を確認したところ、適正に管理されており問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

議長

はい、ありがとうございました。説明が終了しましたので、7件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了して、7件目の案件についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって7件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

伊藤裕児委員への発言禁止を解きます。

議長

日程第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見についてを上程します。

事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について

農地法第5条による許可申請書が提出されたので本会の意見を求める。

令和6年10月7日提出 横芝光町農業委員会 会長 伊藤 靖雄

今回の5条の許可申請は2件です。

なお、譲受人と譲渡人はそれぞれ資料に記載のとおりです。

申請地①および②は、中台字櫻前の台帳地目山林、これは現況が畑でありますので今回転用対象となっており、合わせて9筆、合計11,869㎡です。

転用の目的は太陽光発電設備の設置になります。

申請地の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますのでご覧ください。

申請地は、松尾横芝インターチェンジから北へ約1.3kmの位置にあります。

譲受人は匝瑳市に所在する会社で再生可能エネルギー事業を営んでおり、町内でも数箇所太陽光発電設備を設置しております。

申請地は横芝工業団地の西側に所在しており、小集団の生産性の低い農地として第2種農地と判断しました。

発電に用いるパネルは1980枚、パワコンは28台で、小売事業者である東京電力パワーグリッド株式会社を通じて特定の企業へ売電する方式を採用します。

また、この土地は成田土地改良区の受益地ではありません。

整地は軽く転圧をかけるのみで、砂利やコンクリート敷きにはしません。

雨水は地下浸透で処理します。

転用期間は令和6年12月1日から令和7年2月28日までを予定しております。

建設費等は、自己資金から賄う予定であり、金融機関の預金残高証明書により必要な資金を確保していることを確認しました。

以上が、議案第2号の説明です。

議 長

ただいま、議案第2号の朗読並びに説明が終わりました。

本案件について、担当委員の説明を求めます。

1 番

1番 小川です。本件は、現地を確認したところ一部耕作はなされているところはあるものの、土地所有者の売却意向があること、土地改良区の受益エリア外であること、隣接農地所有者から反対意見が出されていないことを考えますと転用はやむを得ないと思われます。よろしくお願ひします。

議 長

はい、ありがとうございました。説明が終了しましたので、議案第2号の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了して、議案第2号についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって議案第2号については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

議 長

続いて、日程第4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する県への意見についてを上程します。事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する県への意見について

農地法第5条による許可後の計画変更承認申請書が提出されたので本会の意見を求める。

令和6年10月7日提出 横芝光町農業委員長 伊藤 靖雄

次のページをご覧ください。

計画変更は7件ですが、内容が同一ですので、一括して説明させていただきます。

計画変更地①～⑦は、谷台字東耕地及び牛熊字西耕地の田、合わせて10筆、5,651㎡です。譲受人は圏央道建設を行う事業者で、転用目的は圏央道建設に伴う橋梁架設のためのヤード用地として、すでに令和4年12月2日付けで千葉県知事より許可を受けています。

当初の計画では、令和6年11月30日で工事を完了する予定でしたが、工事予定地内を掘削したところ自然由来の重金属が検出されたことにより、千葉県の調査および土壌汚染防止法に基づく地域指定事務が生じたため、予定までに工事が完了しない見込みとなったことから、計画変更として令和8年12月31日まで工事期間の延長申請がありました。変更内容は工事期間の延長の

<p>議 長</p>	<p>みであります。説明は以上です。</p> <p>ありがとうございました。ただいま議案第3号の朗読並びに説明が終わりました。</p> <p>本件3号については、圏央道工事遅れによる賃借権設定期間の延長であります。担当委員、私ですが説明を省略させていただきます。1件目から7件目まで一括して審議を行いたいと思います。</p> <p>議案第3号についての質疑を許します。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑ありませんので、質疑を終了して、議案第3号について採決を行います。</p> <p>原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>全員賛成、よって議案第3号については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付します。</p> <p>以上で提案されました議案の審議はすべて終了しました。慎重審議ご苦労様でした。</p>
<p>事務局</p>	<p>以上をもちまして、令和6年10月第7回農業委員会定例総会を閉会します。</p>